

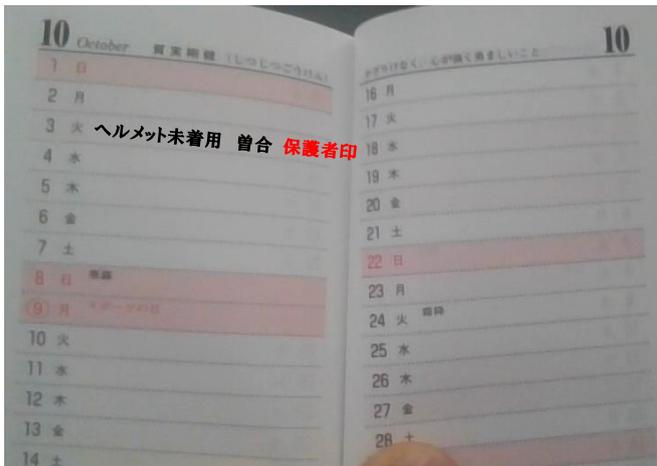
# 誰もが安心できる、自転車安全運転に向けて

令和5年10月2日(月)  
生徒指導担当

## 1. 目的

八木中生の「自転車乗車のルール」意識を高め、生徒が安全な自転車運転  
生徒（家庭）から提出されている、自転車許可書に記載された内容を基に対応する。

- ①違反行為の発見(教員によるもの)。
- ②発見した教員が、生徒の生徒手帳のカレンダーの欄に「違反行為」「教員名」を記入する。
- ③生徒は、保護者にその欄を見せ、保護者は確認印(サイン)をする。
- ④生徒は翌日、違反したこと・保護者に確認してもらったことの2点を担任に伝える。



## 3. 違反行為

- ヘルメットを必ず着用する。(あご紐も必ずつける)
- 荷台、ライト、ベルを常備する。⇒※荷台については常備の必要なし。
- 整備不良と判断された自転車は、整備が完了するまで使用しない。
- かばんは荷台に荷縄を使って縛る。(荷台にかごをつけ、その中に入れてもよい)  
⇒背負ってバックルをすればよいとなっている。
- 自転車通学をする場合は雨合羽(特に指定なし)を着用する。傘差し運転は厳禁。
- 学校の駐輪場(所定の場所)に置いたら、必ず鍵をかける。
- 以下の場所を通るときは自転車を降りる。
  - ・自転車通用門～八木南団地入り口横断歩道。
  - ・八木南団地内下り坂、八木南橋までのバス通り下り坂。
- 以下の場所を通るときは、一旦停止をする。
  - ・バス通りに入る十字路の一旦停止する場所。
- 並列走行をしない。
- 手放し運転等危険な運転はしない。
- 八木中学校では、横断歩道がある場所の横断や横断歩道がなくても車通りが多い場

所（例：長崎小坂上のはやぶさの森に入る三差路）では、自転車を降りて渡る。

- 自宅近くの路地、八木中が定めた場所を除き、自転車は左側を走行する。
- その他、生徒の自転車走行等が原因と考えられる事故が発生した場合も、対象とします。
- ※ 八木中学校では、並走・事故防止の観点から車間距離3mを指導しています。自分の前を走る生徒が急に止まることなど思わぬ状況に対応するためです。罰則の対象としませんが、安全に運転するために心がけます。

#### 4. 罰則について

違反回数	対応	備考
2 回まで	厳重注意	保護者は生徒手帳欄に確認印を押す。
3 回目	翌日まで停止	学校から保護者へ連絡します。
4 回目	停止 3 日間(土日含まず)	
5 回目	停止 1 週間	
6 回目	停止 1 か月	

※違反累計は年度とする。

#### 5. ご協力をお願い

近年の自転車事故発生数は減少しているものの(右図参照)、自転車保険加入の義務化やヘルメットの着用などを見ると、事故の未然防止や事故に対する危機意識が日本全国で高まってきているように感じます。



八木中学校では、防犯対策の一環として、通学距離に関係なく、自転車通学を許可してはいますが、あくまでも正しくルールを理解し、乗車することが前提となっています。上でも紹介した通り、全国的に自転車規則の見直しや事故防止に向けて様々な取り組みがされています。中学生のうちに、そうしたルールを身につけ、生涯を通じて自転車事故・違反のない生徒の育成を目指していきます。ご家庭でのご理解・ご指導も併せてお願いします。

参照:千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/koutsuannenn/documents/r03-leaflet-chibasaikururu-tyu.pdf>